

学校感染症等に係る登校に関する意見書

大阪府立大阪南視覚支援学校 _____ 部

名前 _____

■下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第19条にもとづき、療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、_____年 月 日以降の登校が可能であると判断しました。
出席停止期間： _____年 月 日～ _____年 月 日

第1種感染症

□ () [治癒]

第2種感染症

□ インフルエンザ (A型・B型)

[発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱後2日(幼児にあっては3日)を経過]

□ 百日咳 [特有の咳が消失又は5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]

□ 麻疹 [解熱後3日経過]

□ 流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好]

□ 風しん [発疹消失]

□ 水痘 [すべての発疹の痂皮化]

□ 咽頭結膜熱 [主要症状消褪後2日経過]

□ 結核 [感染のおそれなし]

□ 髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

第3種感染症 [感染のおそれなし]

□ 腸管出血性大腸菌感染症 (※)

□ 流行性角結膜炎

□ 急性出血性結膜炎

□ コレラ

□ 細菌性赤痢

□ 腸チフス

□ パラチフス

(※) 便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。

第3種その他の感染症 [①～③は代表例]

□ ①溶連菌感染症

□ ②感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによる)

□ ③急性細気管支炎 (主としてRSウイルス感染によると思われるもの)

□ ()

■いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発しん

よだれを伴う口内痛・口内炎 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛

がんこな咳嗽 唾液腺の腫大 ()

■その他の意見:

()

年 月 日

医療機関名:

診察医師: